

佐賀県告示第 192 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する形質変更時要届出区域

鳥栖市村田町五反三步字五反三步 1471 番 1 の一部、1484 番 1 の一部及び
1484 番 3 の一部並びに立石町字一殿給 101 番 1 の一部及び 101 番 4 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項及び 第 2 項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに水銀及びその化合物